

## 病気予防のお話しと病院見学はいかがですか？



池野老人会の皆さんの病院見学会のようす

新しい西伯病院は、南部町の保健・医療・福祉の中核施設として、健康管理センターとの連携を強め、人間ドック・健診などにより病気の早期発見に力を入れていきたいと思ひます。また、健康講座・健康相談など病気予防につながる事業を積極的に行っていきたいと思ひています。

新病院の内部・機能を見学して、医師・看護師・薬剤師・理学療法士など病院スタッフの「病気予防に役立つ話し」を聞いてみませんか。

自治会、老人会、いきいきサロンなど団体でのご来院をお待ちしています。

(西伯病院 庶務係 TEL 66-2211)

### 【5月採用職員】



渡部 舞衣  
(看護師)



梅原 理恵  
(看護師)

### 新任医師の紹介

こんにちは、今年度4月から西伯病院の内科で勤務させていただいております佐々木修治です。働き始めて1ヶ月、環境にも少しずつ慣れてきたところです。

この1ヶ月での南部町と西伯病院の印象は、桜と立派な新病院でしょうか。このようなよい環境の中で仕事をさせていただけることに

感謝しております。当院のほかの先生方と比べますとまだまだ若輩者ですが、若さで（見た目はそれほど若くないとよく言われますが・・・）頑張ります。西伯病院に来てくださる患者様だけでなく、すべての南部町民の皆様の健康のため、全力で働きたいと思っております。またせっかく南部町で勤務させていただいておりますので、この町についていろいろ知りたいですし、病院外でも町民の皆様と交流を持ちたいと思っております。よろしくお願ひします。



内科医師

ささき しゅうじ  
佐々木 修治

自治医科大学卒



西伯病院の外来待合にある光庭きんめもうちくに金目孟宗竹という珍しい竹が植えてありますが、かわいい竹の子が顔を出して、病院をご利用いただく皆様の目を楽しませています。

# すこやかだより



No.19

南部町健康管理センター「すこやか」

〒683-0323 南部町倭482 FAX：66-5523

健康福祉課：TEL66-5522・66-5524



平成18年7月1日から

## 南部町医療費助成(町助成)が変わります

平成18年7月1日から南部町で「南部町福祉医療費助成条例」が施行されます。これにともない、南部町が実施しています医療費助成が次のように変わります。なお、5歳～就学前の通院については変更ありません。

詳しくは健康福祉課【TEL66-5522】にお問い合わせください。

### 5歳～就学前通院

対象者の範囲及び条件	5歳（誕生月の翌月）から就学前までの幼児
助成額	自己負担額（注1）から、通院一回530円を控除した額（同一医療機関で通院が月5回目以降は全額）

### ひとり親家庭

	平成18年6月30日まで	平成18年7月1日から
対象者の範囲及び条件	ア. 母、祖母、姉、おば、父、祖父、兄、おじ、その他父母のない児童の養育者のうちで、18歳に満たない児童を扶養しており、かつ児童扶養手当の所得限度までの所得の方 イ. その家庭の18歳未満の児童	ア. 母、祖母、姉、おば、父、祖父、兄、おじ、その他父母のない児童の養育者のうちで、18歳に達した年度末までの児童を扶養しており、かつ児童扶養手当の所得限度までの所得の方（70歳未満の方に限ります。） イ. その家庭の18歳以下の児童
助成額	○自己負担額（注1）から、入院1日1,200円、通院一回530円を控除した額（同一医療機関で通院が月5回目以降は全額助成） ○入院時食事代の助成を受けることができます場合があります。	○自己負担額（注1）から、入院1日1,200円、通院1回530円を控除した額（同一医療機関で通院が月5回目以降は全額） ○入院時食事代は対象になりません。

### 各種障害者手帳をお持ちの方

	平成18年6月30日まで	平成18年7月1日から
対象者の範囲及び条件	①身体障害者手帳3級及び4級の交付を受けた方 ②療育手帳B判定を受けた方 ③精神障害者保健福祉手帳2級の交付を受けた方	70歳未満の方で、左記①～③の手帳をお持ちの方  （70歳以上の方で、老人保健医療受給者証、または高齢受給者証をお持ちの方は助成を受けることができなくなります。）
助成額	○自己負担額（注1）から、入院1日1,200円、通院1回530円を控除した額（同一医療機関で通院が月5回目以降は全額助成） ○入院時食事代の助成を受けることができます場合があります。	○自己負担額（注1）の半額  ○入院時食事代は対象になりません。

（注1）入院、通院、薬局等で支払われた保険適用の医療費に限ります。また、高額療養費等の給付を受けた場合は自己負担額から高額療養費等を控除した額となります。

（注2）認定申請には健康保険証、印鑑、各種手帳が必要です。また、医療費の請求は、領収書、通帳、印鑑が必要になります。（レシートでは請求できません。）